

令和4年度第12回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和4年度第12回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■■■■委員、■番■■■■両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-33、3-34につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■番 ■■■■	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-33について報告します。場所は■■■■駐在所から■■■■に■■■■kmのところにあります。2月21日に■■■■委員と2人で調査しました。申請者につきましては意欲的に営農に取り組んでおり今回の申請も規模拡大のためです。周辺の農地への影響もないと思います。所有権移転されても何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 受付番号3-34について報告します。場所は■■■■駐在所から■■■■kmの場所にあります。2月21日に■■■■農業委員と■■■■さん同行のもと調査しました。申請者である譲り受け人は以前より今回の申請地を利用権設定により耕作されていましたが、譲り渡し人との合意により今回所有権移転の申請をされました。申請者につきましては現在意欲的に営農に取り組んでおられ今回の申請も規模拡大のためです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番 ■■■■	今の3-33と34の案件で、追加でお話しさせてもらえればと思います。■■■■くんは7、8年くらい前に奥さんと一緒に神石地区に引っ越して来られまして、今回奥さんの里帰りで見ることが出来なかったわけです。というのも、奥さんは■■■■のかたでありましてコロナのため3年間ほど帰省ができず今回規制が緩んだので3年ぶりに帰ろうかなということで、長期の不在で見ることができませんでした。意

		<p>欲的に取り組んでいるので私たちも応援しているところです。1593㎡と1591㎡の田はもともと■■■■くんが耕作していたんですが、■■■■くんの意欲的な取り組みもあって譲ろうかなと■■■■くんが耕作権の解約をして■■■■くんが購入する形になりました。3-34は今発表がありましたように■■■■くんが借りて作っていたんですけども、持ち主で大阪に住んでおられる■■■■さんのほうが全部一括で処理したいということで、■■■■くんも購入しようということになったようです。お二人のほうから色々相談を受けたんですが、いいことじゃないかなと私も思っております。</p>
	会 長	<p>ちなみに■■■■さんはこのたび認定農業者としての審査をして認定農業者に認定されております。■■■■さんは空き家バンクを買って現在■■■■に住まれているのが、今後は■■■■に居住地を変更されるということのようです。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
第2号議案	議 長	<p>続きます。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議 長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-15の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。</p>
	■ 番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-15について報告します。場所は■■■■八幡神社から■■■■に約■■■■mの場所にあります。2月27日に■■■■農業委員と申請人の■■■■さん立会いのもと現地調査いたしました。本件は追認案件です。まず■■■■についてですが、こちらは地番が畑ですけども現在進入路が申請者本人により造成されております。これをしましたのは平成10年とのことです。この部分はそれ以前から赤道で周辺住民の共用の通路として認識されており利用されておりました。当該地に現在隣接しております県道の右折に伴いそちらを使われないようになっていたんですけども、通路としての利用があったことと前からありました法面に造成されていた石垣の崩れができたことから、現在のように舗装をしたということです。■■■■の地目は田でこれにつきましては夏ごろ行われた地滑り対策の道路工事の際残土の持ち込みや一部の土地を削るなどの工事が行われたため、田として利用が不適となりました。いずれも申請者本人の農主としての認識が希薄で、この度高齢のため相続手続きをされるのに伴い転用の申請が行われたものです。ご本人は非常に反省をされておられて始末書も提出されております。当該農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団</p>

		の農地で、その他2種農地です。周囲は道路または申請人の所有する農地で他に影響はないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願ひします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願ひしております。5-19、5-22、5-23の案件につきまして、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 推進委員お願ひします。
	8番	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 地区担当の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> です。受付番号5-19について報告します。場所は神石高原町 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> から <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> kmの場所にあります。2月23日に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 農業委員さんと現地調査いたしました。申請のあった畑は耕作等行っておられない農地です。周辺の農地や民家への影響もないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 5-22について報告します。場所は神石高原町 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> から <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> に約 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> kmの場所にあります。2月23日に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 農業委員さん同行のもと調査いたしました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で、その他2種農地です。周辺の農地や民家に影響がないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 5-23について報告します。場所は神石高原町 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> から <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> に約 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> kmの場所にあります。2月23日に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 農業委員さん同行のもと調査いたしました。申請のあった農地は耕作等されていない農地です。周辺の農地や民家への影響もないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	ありがとうございました。5-20、5-21の案件について、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 推進委員お願ひします。

	<p>■番</p>	<p>■地区担当の■です。受付番号5-20について報告します。場所は■より■kmの■集会所の上の道を■ハ■mのところにあります。2月23日に■農業委員さんと私で現地調査しました。太陽光発電をされるということですが農地というよりも荒れ地になっております。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家に影響がないものと思われま。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件は満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>5-21について報告します。場所は■より■km位の■西側の傾斜面にあります。2月19日に■農業委員と■さんと私でお話を聞きながら調査をしました。こちらも太陽光発電設備で申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われま。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えます。ちょっと気づいたんですが少し高いところがありましてシノシシが畦を掘っているなあと感じました。ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。5-24、5-25の案件について、■推進委員お願ひします。</p>
	<p>■番</p>	<p>■地区担当の伊藤です。5-24について報告します。場所は■郵便局から■ハ約■mの場所にあります。2月24日に■委員と■さん同行のもと現地調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺の農地や民家に影響がないものと思われま。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件は満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、5-25について報告します。場所は同じく■郵便局から■ハ約■mの場所にあります。同じく2月24日に■委員と持ち主の■さん同行のもと調査しました。申請のあった場所は同じく農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。高いところであって水の便が非常に悪い農地です。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われま。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで、設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の要件は満たしていると考えます。この場所については4年前から話しが出ていてそれから手を付けておらず、一部竹林化しつつあります。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	太陽光発電についてですが、いずれも出力が 49.5kw ということが書いてあるんですが何か条件があるんですか？
	会長	現在太陽光発電につきましては 50kw までが低圧で、50kw を超えま すと高圧電流になります。高圧電流になりますと非常に条件が厳しいと いうことと、中電の配線上の問題で低圧については購入はできるが高圧 についてはこのエリアは難しいよというエリアもございますので、大半 が低圧ギリギリの 49.5kw で申請をされているというのが今の状況で す。高圧になりますと施設で電流を低圧に交換しなくてはいけないとい うことで、施設費もかかるという状況ですので中途半端な高圧はされな いというのが大半です。ここにも書いてありますが同じ 49.5kw でもモ ジュールパネルが 100 枚や 288 枚、252 枚とバラバラです。これは メーカーによってモジュールの大きさ等に差がありますので、一概に 50kw であれば何枚というものではないということと、現実こんなにた くさんのモジュールをつけなくてはならないのかという申請も出たりし ますが、これは 1 時間当たりの売電が常時 49.5kw で天気の悪い時でも ずっと 49.5kw 売電するために発電量を規定以上にさせておいて安定的 に売電をしようとしているかたもいらっしゃるようです。なかなかどれ が適正な枚数なのか分かりづらいのが現状です。
	■番	設置業者はどちらですか？近くに人家が見えますけど住まれている方々 の同意は得ておられますか？土砂崩れ災害の警戒地域ではありませんよ ね？
	事務局長	施工業者でございますが、5-19 につきましては譲り受け人の ■ ■さんが行われます。5-20 から 25 の 6 件でございます がこちらは福山市に会社があります、合同会社 ■■■■■ というかたがさ れるということで、申請のほうもそのかたがお越しになってお話をさせ ていただきました。近隣のかたとのお話はどうかということですが、 必ず受付の段階でお聞きしております。■■■推進委員さんのほうか らお話しがりましたが、トラブルがあって 3 年前から業者さんが待た れていましてそのことについては調整はとれているとお聞きしていま す。土砂災害の危険地域のお話ですがこれにつきましては、この中山間 地では住宅地があるとか工場の中に従業員が常時いるとかでしか、土砂 災害の危険地域の調査は行われていませんので、そこがもしもそのよう な地形であったかどうかは私の中ではその判断の基準にならないのかな と思っておりますが、現在の中ではそのような話しは確認しておりませ ん。
	会長	今の内容につきましては農地法に基づいて許認可をする場合ほとんどそ れが規制対象になっていないというのが現状です。そのために令和 5 年 度の政策に対します提案の中で町のほうで太陽光発電設置に伴う設置条 例の設定の願いを出しております。これは条例のほうでそうした住民

		の安心安全を確保するために一定の規制を講じて、農業委員会とすれば出てきた書類等に問題が無かったら許可せざるをえないという問題がございますので、現在町のほうへはそういう要請をしております。議会のほうへも何回か取り上げて現在町と議会のほうで調整をしてもらっているというのが現状です。ということで我々はそういうような地域については接続する隣家の了解を取ってくださいよとか、土砂崩れについてはここは問題があるのでどうしますかという指導の段階までしか農業委員会に権限があたえられていないという厳しさがありますので、その点もふくめて条例の制定については働きかけていきたいなと思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
報告第2号	議長	ないようですので、続きまして報告第2号「農地改良届について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	番	申請人と所有者の名前が違いますが、どうしてでしょうか。
	事務局長	名義人がお母様だと思んですけど、■さんになっておりますが、令和4年度中に相続登記されまして■■■さんになっています。そこは登記簿等で確認できております。
	会長	1年以内で工事が完了する場合は農地改良届。それを超える場合は一時転用の申請を出して頂くことになっております。この村上さんの案件は1年以内に工事が完了するものということでございます。
報告第3号	議長	続きまして報告第3号「農地台帳登録申出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	番	今の案件でももともとは原野だったものを農地として耕作しましたよという届け出だったんですが、今度は地目は畑ということで登録されるんですか？それとも原野のままなんですか？
	事務局長	台帳地目上は登記が行われない限り原野は原野で、農地台帳登録を行うということになりますと農地台帳上は畑という扱いをさせていただきます。

	■番	その申し出があったということなので変更するということなのかなと。
	事務局長	現況で登録するということになります。あくまでも法務局にある台帳は原野のままです。ですが農家台帳には畑という扱いで登録します。現況地目と台帳地目が必ずしも一緒にならないこともありますから、現況は畑ということで農家台帳のほうには登録させていただこうと思っております。
	■番	登録費用は掛からないということですか？
	事務局長	その通りでございます。
	会 長	山を切り開いて牧草地にされているのが結構あるんですが、これは登記簿上は山のままになっております。補助金等を入れてやっているために農地台帳上では牧草地として記載されていますので、これを山林だから無断で太陽光にするのは許可できません。あくまでも農地台帳が優先していますのでこういう案件が結構あります。開拓地なんかは農地がほとんど山のままで残っております。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時25分
		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。  令和5年3月27日
		<p>会長</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>

--	--	--